

行動自粛要請について

■本部長（市長）メッセージによる市民の皆さんへの要請

- 当面、緊急事態宣言が継続される5月6日までの間の要請
 - 感染確認地域、特に緊急事態宣言が出された7都府県への不要不急の往来の自粛
 - ・出かけた場合は、感染時に備え、行動の記録をしておく(提出不要)
 - 上記地域から帰省される方や転入される方の不要不急の外出の自粛
 - ・感染していた場合に備え、行動の記録をしておく(提出不要)
 - 自身の健康観察の徹底と体調に不安のある場合は外出を控える対応
 - 人混みへの外出を控えるなどの慎重な行動。特に、「密閉した空間」「密集した場所」「密接した場所」の3つ条件が重なる場所を避ける行動の徹底
 - 咳エチケットや手洗いなどの徹底
 - 事業所関係の皆さんへ
 - 上記地域への出張や営業で来られる方の来訪の自粛
 - ・出張や来訪以外でのインターネット対応や延期などの対応
 - ・出張者や来訪者は感染した場合に備え、行動の記録をしておく(提出不要)
- ※行動の記録は、万が一感染した場合に濃厚接触者の把握など感染拡大防止に役立つとともに、本人や家族で行動を振り返り、予防を意識していただきたいもの

■ 市職員等への要請

○閉館などしている施設については、5月6日まで延期するように調整すること。

○3月26日に指示した内容を徹底し、次の事はレベルを上げて徹底すること。

- ・市外への出張や会議の禁止については5月6日まで延期。

特に、緊急事態宣言の出された7都府県への出張は徹底すること。

- ・緊急事態宣言の出された地域からの来訪者に対しては、連絡を取り、来訪の延期

やインターネットなどを利用した面談に切り替えること。

- ・職員のマスク着用を徹底すること。入手困難な場合は、手作りマスク等で対応すること。

- ・庁舎の清掃、カウンター、打合せ用のテーブル、イスなど衛生管理の徹底。